

「〈もみじ〉キャッシュカード規定」等の変更のお知らせ

当行は、平成 23 年 9 月 1 日の受付分から IC キャッシュカードの有効期限によるカード更新（5 年ごと）の制度を廃止させていただき、新しく発行する IC キャッシュカード表面の有効期限表示も廃止することとしましたのでお知らせいたします（IC 付 YM カードは除きます）。

今回の変更にともない、「〈もみじ〉キャッシュカード規定」のうち「〈もみじ〉 IC キャッシュカード特約」を一部変更させていただきます。

【〈もみじ〉 IC キャッシュカード有効期限制度の廃止に係る規定の変更】

〈もみじ〉 IC キャッシュカード特約 第 4 条

変更前	変更後
4. (有効期限)	削除
(1) IC キャッシュカードには当行の定める有効期限があります。有効期限は IC キャッシュカードの表面に記載されます。IC キャッシュカードの有効期限経過後は、IC キャッシュカードのご利用はできなくなります。	削除
(2) IC キャッシュカードの有効期限が到来する場合、有効期限を更新した新しいカードを送付します。この場合、有効期限が到来したカードは預金者本人の責任において廃棄するものとします。	削除

なお、有効期限表示のある IC キャッシュカードを保有されているお客さまは、引き続きご利用できます。

この取扱いに関してご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

以 上

株式会社 もみじ銀行

(平成 23 年 8 月 1 日)